

函館市耐震改修促進計画

令和4年（2022年）2月

函館市

目 次

第1章 計画の目的等

1 背景と目的	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の対象	3
4 計画の期間	4
5 本計画とSDGsの関連	4

第2章 建築物の耐震化に係る目標

1 想定される地震の規模と被害予測	5
2 建築物の耐震化の状況	6
3 建築物の耐震化の目標	9

第3章 建築物の耐震化を促進するための施策

1 基本的な取組方針	11
2 各主体の役割	11
3 建築物の耐震化を促進するための取組	12

第4章 資料編

■資料-1 想定される地震規模	17
■資料-2 函館市木造住宅耐震診断支援事業	18
■資料-3 函館市住宅リフォーム補助事業	19
■資料-4 耐震改修促進法の改正による各種認定制度	20
■資料-5 建築物の耐震改修の促進に関する法律	21
■資料-6 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令	42
■資料-7 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための 基本的な方針	53

第1章 計画の目的等

1 背景と目的

本市では、市民の生命、身体および財産を保護し、安全・安心なまちづくりを進めるため、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進することを目的として、平成18年（2006年）に改正施行された耐震改修促進法[※]に基づき、同年に出された、国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（以下、「国の基本的な方針」という。）および北海道の耐震改修促進計画を勘案しながら、平成21年（2009年）3月に「函館市耐震改修促進計画」を策定し、これまで、市有建築物の耐震化はもとより、不特定多数の方が多く利用する、店舗およびホテル・旅館等の民間の大規模建築物に対する耐震診断や耐震改修の実施への支援など、各種施策に取り組んできました。

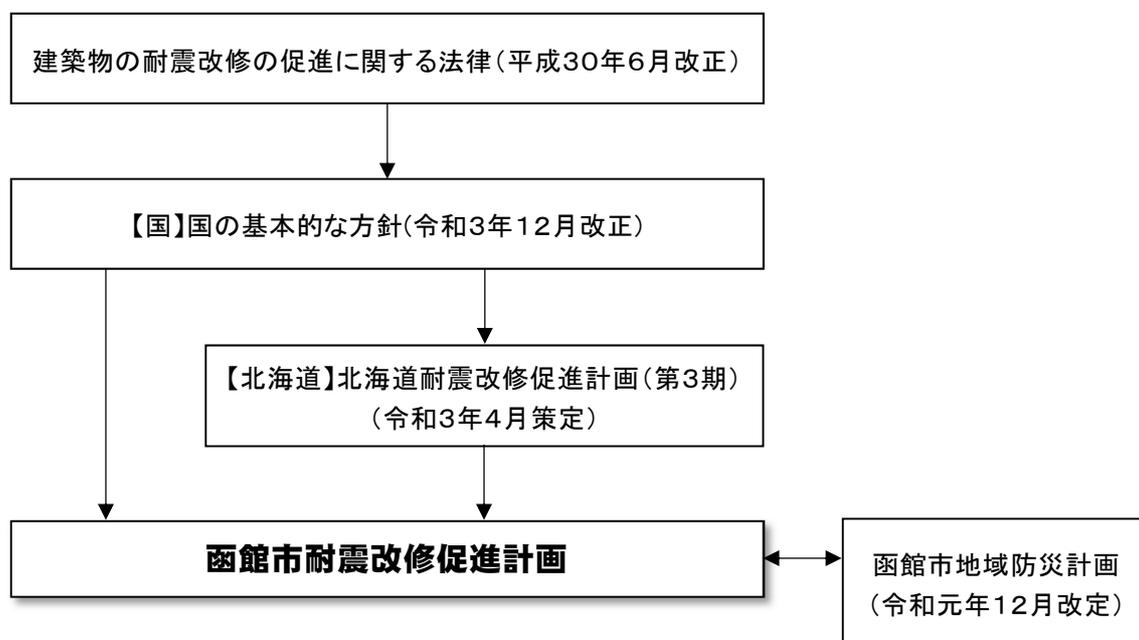
このような中、平成30年（2018年）6月に耐震改修促進法が改正され、令和3年（2021年）12月には国の基本的な方針、同年4月には北海道の耐震改修促進計画（第3期）が策定されたところであります。

こうした状況や、平成29年（2017年）1月に改定した市の耐震改修促進計画（以下、「従前の計画」という。）の計画期間が令和2年度（2020年度）をもって満了したことから、これまでの取組を踏まえ、令和3年度以降も引き続き、建築物の耐震化の促進を図るため、耐震改修促進計画を改定するものです。

※耐震改修促進法：建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月27日、法律第123号）

2 計画の位置付け

本計画は、耐震改修促進法に基づく計画であり、国の基本的な方針や、令和3年（2021年）4月に北海道が策定した「北海道耐震改修促進計画（第3期）」のほか、令和元年（2019年）12月に改定した「函館市地域防災計画」とも整合を図り定めます。



3 計画の対象

計画の対象地域は函館市全域とし、また、計画の対象建築物については、国の基本的な方針や北海道耐震改修促進計画において、住宅および多数利用建築物等（下記に掲げる用途で一定規模以上の多数の方が利用する建築物）の耐震化率を上げていくこととしていることから、本市においても同様に、これらの建築物を対象とします。

表1 多数利用建築物等一覧表

用途	規模（階数・床面積）	
	多数利用建築物等 （法第14条）	要緊急安全確認 大規模建築物 （法附則第3条）
幼稚園，幼保連携型認定こども園，保育所	階数 2 以上かつ 500 m ² 以上	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上
小学校・中学校・中等教育学校の前期課程・特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 3,000 m ² 以上
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上
老人ホーム・老人短期入所施設・福祉ホーム等，老人福祉センター・児童厚生施設・身体障害者福祉センター等	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 5,000 m ² 以上
運動施設（ボウリング場・スケート場・水泳場等），病院・診療所，劇場・観覧場・映画館・演芸場，集会場・公会堂，展示場，百貨店・マーケット・物品販売店舗，ホテル・旅館，博物館・美術館・図書館，遊技場，公衆浴場，飲食店・キャバレー・料理店・ナイトクラブ・ダンスホール等，銀行・理髪店等，車両停車場・船舶発着場・航空機発着場等，自動車車庫・駐車施設，保健所・税務署等	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
学校（上記を除く），卸売市場，賃貸住宅（共同住宅に限る）・寄宿舍・下宿，事務所，工場（危険物貯蔵場等除く）	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	
政令で定める数量以上の危険物を貯蔵または処理する建築物	すべて	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上で敷地境界線から一定距離以内に存する建築物

※要緊急安全確認大規模建築物：耐震改修促進法附則第3条第1項に規定する耐震診断の実施および耐震診断の結果の報告義務の対象建築物

4 計画の期間

計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

5 本計画とSDGsの関連

「持続可能な開発目標（SDGs）」は、2015年9月に国連サミットで採択された、持続可能な世界を実現するための「17の目標」と「169のターゲット」で構成された2030年までの国際目標であり、国においては、2016年に「SDGs実施指針」を策定し、その中で地方自治体が各種計画や戦略、方針の策定や改訂を行う場合には、SDGsの要素を最大限に反映するよう奨励し、その取組を促進することとしております。

本市においても、個別行政分野における施策を推進することによりSDGsの実現に資することにつながるものと考えており、本計画は、17のゴールのうち、主に次の3つのゴールの達成に資するものと考えます。



1. 貧困をなくそう

《ターゲット（抜粋）》

災害からの脆弱性を軽減する。



11. 住み続けられるまちづくりを

《ターゲット（抜粋）》

災害による被災者数等を大幅に削減する。



13. 気候変動に具体的な対策を

《ターゲット（抜粋）》

自然災害に対する強靱性等を強化する。

第2章 建築物の耐震化に係る目標

1 想定される地震の規模と被害予測

(1) 想定される地震の規模

本市に被害を与える危険性のある地震とその規模は、市の地域防災計画において、本市周辺の地震活動とその活動度および活断層の分布から、日本海東縁部（北海道南西沖地震の近傍）の地震の「M8.0」、太平洋（三陸沖北部）の地震の「M8.3」および活断層（函館平野西縁断層帯）を震源とする内陸直下型地震の「M6.6」が想定されています。

表2 想定地震とその規模

区 分	想定地震	市内最大震度	市内最小震度
日本海東縁部の地震	M8.0	震度6弱(5.8)	震度4(4.4)
太平洋の地震	M8.3	震度6強(6.0)	震度5弱(4.7)
内陸直下型地震	M6.6	震度6強(6.4)	震度4(4.1)

(出典：函館市地域防災計画(令和元年12月改定)、「M」はマグニチュード)

(2) 想定地震による被害予測

市の地域防災計画では、日本海東縁部の地震の被害予測は、避難者が2,651人、建物被害では、全壊が18棟、半壊が99棟発生すると予測され、また、市内全域に被害が生じることが想定される活断層を震源とする内陸直下型地震にあっては、避難者が14,209人、建物被害では、全壊が135棟、半壊が751棟発生すると予測しています。

表3 想定地震による被害予測

区 分	人的被害[冬季] (人)			建物被害 (棟)	
	死者数	負傷者数	避難者数	全壊	半壊
日本海東縁部の地震	2	29	2,651	18	99
太平洋の地震	9	102	7,077	67	293
内陸直下型地震	7	179	14,209	135	751

(出典：函館市地域防災計画(令和元年12月改定))

2 建築物の耐震化の状況

(1) 住宅

市内に存する現に居住の用に供されている住宅の総数は、令和2年（2020年）では123,076戸となっていますが、このうち、耐震性を有する住宅は、111,466戸、耐震化率にして90.6%となっています。

平成27年（2015年）の調査と比較して4.5ポイント向上し、北海道の耐震化率と同率となりましたが、従前の計画の耐震化率の目標である95%は下回っている状況にあります。

表4 居住世帯のある住宅の耐震化の状況

単位：戸

区分	平成27年（2015年）				令和2年（2020年）			
	総数	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率	総数	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率
北海道	2,757,000	2,386,000	371,000	86.5%	2,445,000	2,216,000	229,000	90.6%
函館市	121,934	104,940	16,994	86.1%	123,076	111,466	11,610	90.6%

（北海道出典：北海道耐震改修促進計画(令和3年4月)）

（函館市：住宅・土地統計調査、推計）

(2) 多数利用建築物

市内に存する多数利用建築物の数は、令和2年（2020年）で1,274棟あり、このうち、耐震性を有する建築物は、1,170棟、耐震化率にして91.8%となっています。

平成27年（2015年）の調査と比較して、5.5ポイント向上し、北海道の向上率を上回りましたが、耐震化率では1.9ポイント下回り、また、従前の計画の耐震化率の目標である95%を下回っている状況にあります。

また、市庁舎や学校等の災害時の拠点・避難施設となる、市有建築物の耐震化率は96.2%となっており、平成27年の調査と比較して、6.2ポイント向上している状況にあります。

表5 多数利用建築物の耐震化の状況

単位：棟

区分	平成27年（2015年）				令和2年（2020年）			
	建物数	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率	建物数	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率
北海道	23,400	21,800	1,600	93.0%	26,400	24,700	1,700	93.7%
函館市	1,282	1,107	175	86.3%	1,274	1,170	104	91.8%

（北海道出典：北海道耐震改修促進計画(令和3年4月)）

（函館市：函館市資料、耐震性の棟数は、国から示されている算定方法により推計）

表6 多数利用建築物の耐震化の状況（用途別）

単位：棟

用途	平成27年（2015年）				令和2年（2020年）			
	総数	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率	総数	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率
学校	274	245	29	89.4%	242	232	10	95.9%
病院・診療所	57	46	11	80.7%	39	32	7	82.1%
社会福祉施設	63	54	9	85.7%	114	108	6	94.7%
ホテル・旅館	112	92	20	82.1%	86	80	6	94.7%
店舗・百貨店	74	61	13	82.4%	62	54	8	87.1%
共同住宅	492	475	17	96.5%	552	539	13	97.6%
公共公益施設	18	8	10	44.4%	18	12	6	66.7%
その他	192	126	66	65.6%	161	113	48	70.2%
合計	1,282	1,107	175	86.3%	1,274	1,170	104	91.8%

（函館市資料，耐震性の棟数は，国から示されている算定方法により推計）

表7 多数利用建築物のうち，市有建築物の耐震化の状況（用途別）

単位：棟

用途	平成27年（2015年）				令和2年（2020年）			
	総数	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率	総数	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率
学校	227	207	20	91.2%	194	191	3	98.5%
病院・診療所	4	3	1	75.0%	4	3	1	75.0%
社会福祉施設	2	1	1	50.0%	2	1	1	50.0%
ホテル・旅館	2	2	0	100%	1	1	0	100%
共同住宅	136	132	4	97.1%	136	136	0	100%
公共公益施設	18	8	10	44.4%	18	12	6	66.7%
その他	13	9	4	69.2%	13	10	3	76.9%
合計	402	362	40	90.0%	368	354	14	96.2%

（函館市資料，平成27年：平成28年3月，令和2年：令和3年3月）

(3) 要緊急安全確認大規模建築物

要緊急安全確認大規模建築物の数は、令和2年(2020年)で37棟あり、このうち、耐震性を有する建築物は34棟、耐震化率は91.9%となっており、平成27年(2015年)の調査と比較して、大きく向上している状況にあります。

表8 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の状況(用途別)

単位：棟

用途	平成27年(2015年)				令和2年(2020年)			
	総数	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率	総数	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率
不特定多数の者が利用する大規模建築物								
病院・診療所	1	1	0	100%	1	1	0	100%
劇場・観覧場等	1	0	1	0%	1	1	0	100%
百貨店・店舗等	7	1	6	14.3%	6	4	2	66.7%
ホテル・旅館	6	0	6	0%	6	6	0	100%
遊技場	1	0	1	0%	1	1	0	100%
公益施設	2	1	1	50.0%	2	2	0	100%
避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物								
幼稚園・保育所	1	1	0	100%	1	1	0	100%
小・中学校等	26	13	13	50.0%	19	18	1	94.7%
合計	45	17	28	37.8%	37	34	3	91.9%

(函館市資料, 平成27年:平成27年12月, 令和2年:令和3年3月)

3 建築物の耐震化の目標

(1) 耐震化の目標

本計画では、建築物の耐震化率の現況および今後想定される地震の規模に基づく被害予測の状況、さらには、国の基本的な方針や北海道耐震改修促進計画を踏まえ、住宅の耐震化率については、令和7年度（2025年度）までに95%にすることを目標とするとともに、令和12年度（2030年度）までには、耐震性の不十分な住宅を「おおむね解消」することを目指し、これまでの取組を引き続き進めます。

多数利用建築物については、所有者への個別対応を行いながら、令和7年度までに耐震性の不十分な建築物を「おおむね解消」することを目標とし、要緊急安全確認大規模建築物については、耐震化率を100%にすることを目標とします。

令和7年度の耐震化の目標

住宅：耐震化率95%

多数利用建築物：耐震性の不十分な建築物をおおむね解消

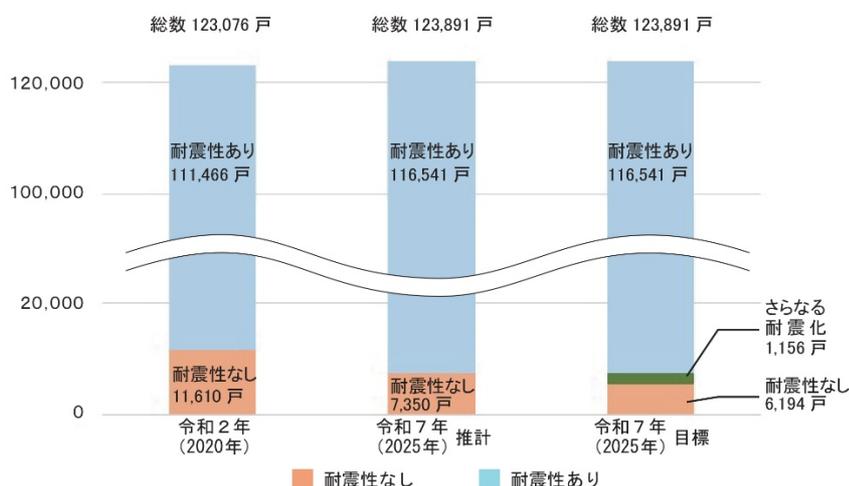
要緊急安全確認大規模建築物：耐震化率100%

(2) 耐震化の目標達成に必要な住宅・多数利用建築物・要緊急安全確認大規模建築物の数

ア 住宅

令和7年（2025年）における居住の用に供されている住宅の総数は、123,891戸と推計され、このうち、耐震性のある住宅は、116,541戸と見込まれますが、耐震化率としては94.1%にとどまります。

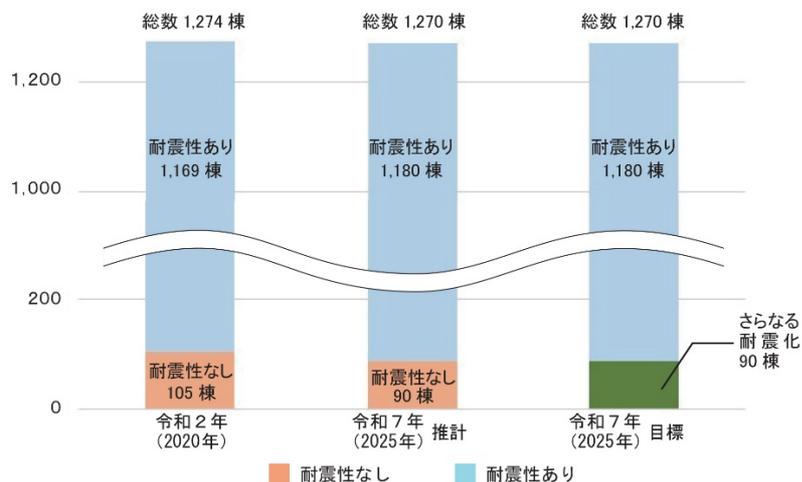
したがって、目標を達成するためには、耐震性がない1,156戸の住宅の耐震化を促進していく必要があります。



イ 多数利用建築物

令和7年（2025年）における多数利用建築物の数は、1,270棟と推計され、このうち、耐震性のある建築物は、1,180棟と見込まれますが、耐震化率としては92.9%にとどまります。

したがって、目標を達成するためには、耐震性がない90棟の建築物の耐震化を促進していく必要があります。



ウ 要緊急安全確認大規模建築物

令和2年度（2020年度）における要緊急安全確認大規模建築物37棟のうち、令和2年度までに耐震化が終了していない建築物は3棟ですが、このうち、民間の建築物2棟については、令和3年度（2021年度）、市有建築物1棟については、令和4年度（2022年度）で耐震化が完了する予定です。

第3章 建築物の耐震化を促進するための施策

1 基本的な取組方針

住宅や建築物の耐震化を図るためには、市民や建物の所有者等が地震防災対策を自らの問題、地域の問題として取り組むことが不可欠であり、こうした取組をできる限り支援する観点から、北海道や建築関連事業者などと連携しながら、耐震診断や耐震改修を行いやすい環境の整備に努めていくことを基本的な取組方針とします。

2 各主体の役割

(1) 住宅や建築物の所有者

住宅や建築物は、地域社会の構成員である住民の生活基盤であり、企業等においては経済活動の基盤でもあります。

住宅・建築物の所有者は、地震防災対策が自らの生命や財産の保全につながるとともに、隣接する建築物や道路へ及ぼす被害の抑制といった都市機能の保持にも大きく影響することを認識し、自らの問題であるとともに、地域の問題といった意識をもって、主体的に地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとします。

(2) 函館市

市は、市民の生命や財産を守るため、市有建築物の耐震化に率先して取り組むとともに、住宅や建築物の所有者にとって、耐震診断・耐震改修を行いやすい環境の整備や、安全性の向上に関する啓発や知識の普及を推進します。

(3) 北海道

北海道は、広域的・総合的な観点から、住宅や建築物の耐震化促進に向け、函館市と連携して、普及啓発や環境整備等の施策を推進します。

(4) 建築関連事業者

住宅や建築物の設計・施工に携わる事業者などの建築関連事業者は、住宅・建築物の耐震性の確保が人命に関わることを再認識し、所有者とのなお一層の信頼関係の構築を図り、地震に対する安全性を確保した良質な住宅・建築物の建築、改修、維持管理に努めるものとします。

3 建築物の耐震化を促進するための取組

本市は、これまで市民の生命と財産を守るため、住宅や多数利用建築物の耐震化に対する補助制度による支援や相談事業等による普及・啓発を中心に取組を進めてきましたが、令和7年度（2025年度）の耐震化の目標を達成するためには、建替え時期の到来や所有者の高齢化などに伴うニーズや環境の変化を踏まえ、地震対策の選択肢を増やし、取組を進めることが必要です。

そのため、地震災害時の人的被害の軽減を最優先に考え、「耐震対策の推進」および「普及・啓発等の強化」の2つの施策の方向のもと、具体的な取組を推進します。

表9 施策の方向と具体の取組一覧

施策の方向と具体の取組	住 宅	多数利用 建 築 物
(1) 耐震対策の推進		
ア 住宅の耐震診断・耐震改修に係る補助制度等の実施	○	
イ 民間の大規模建築物の耐震改修に係る補助制度の実施		○
ウ 市有建築物の耐震診断・耐震改修の実施	○	○
エ 避難路沿道建築物の耐震化の促進	○	○
オ 耐震改修促進法・建築基準法による指導・助言等	○	○
(2) 普及・啓発等の強化		
ア 地震防災に関するパンフレット等の活用	○	○
イ 防災ハザードマップの活用	○	○
ウ セミナーや出前講座等の開催	○	○
エ 耐震診断・耐震改修に係る相談窓口の設置	○	○
オ 耐震の認定制度の普及による耐震化の機運の向上	○	○
カ ブロック塀や窓ガラス等の安全対策等の普及・啓発	○	○

(1) 耐震対策の推進

ア 住宅の耐震診断・耐震改修に係る補助制度等の実施

住宅の所有者が実施する耐震診断や耐震改修に対し、費用負担の軽減のための支援を行います。

具体的には、住宅の耐震性を確認する耐震診断については、平成22年度（2010年度）から国の補助制度を活用して、その費用の一部を北海道と協調して補助している「函館市木造住宅耐震診断支援事業」【資料-2 参照】を継続するとともに、一戸建て住宅を対象とした簡易的な無料耐震診断を実施し、所有者の耐震化への取組を支援します。

また、耐震診断の結果、耐震補強が必要とされる住宅の耐震改修については、平成24年度（2012年度）から国の補助制度を活用して、耐震改修工事に必要な費用の一部を北海道と協調して補助している「函館市住宅リフォーム補助事業」【資料-3 参照】を継続します。

イ 民間の大規模建築物の耐震改修に係る補助制度の実施

要緊急安全確認大規模建築物のうち民間の建築物で、耐震補強が必要とされる建築物の耐震改修については、平成27年度（2015年度）から国の補助制度を活用して、耐震補強設計および耐震改修工事に必要な費用の一部を北海道と協調して補助している「函館市特定建築物耐震化支援事業」を行っています。

令和3年度（2021年度）で、全ての対象建築物の耐震化が完了する予定であり、これに伴い、事業を廃止する予定です。

ウ 市有建築物の耐震診断・耐震改修の実施

市が所有する建築物については、災害時において避難場所など、防災拠点として重要な機能を果たすことから、順次、耐震診断を実施し、耐震改修が必要な施設にあっては、早期に耐震改修を進めます。

なお、施設に危険性が認められた場合や、老朽化により今後の利用を見込めない場合には、速やかに用途を廃止し、順次、解体等を行います。

エ 避難路沿道建築物の耐震化の促進

耐震改修促進法においては、建築物が地震によって倒壊した場合に、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難が困難となることを防止するため、地震時に通行を確保すべき道路を「緊急輸送道路」として指定をし、その沿道にあって、倒壊した場合にその道路を塞ぐ恐れのある建築物（以下「避難路沿道建築物」という。）の耐

震化を促進することとしています。

市内の緊急輸送道路としては、北海道耐震改修促進計画において指定している、第1次から第3次までの緊急輸送道路のほか、北海道警察函館方面本部が指定している、災害時に緊急自動車が行く緊急交通路等を地震時に通行を確保すべき道路とします。

市では、この避難路沿道建築物で、前面道路幅員に対し一定の高さなどを有するものは、台帳を整備し、耐震診断および耐震改修の実態把握に努めるとともに、その建築物の所有者に対し、地震時の倒壊により道路を閉塞するおそれがある建築物であることを伝えることにより、当該建築物の耐震診断の実施を促し、地震に対する安全性を確保するため耐震改修の必要があると認められるときは、耐震改修を実施するよう指導・助言等を行います。

オ 耐震改修促進法・建築基準法による指導・助言等

平成25年（2013年）の改正耐震改修促進法により、現行の建築基準法の耐震関係規定に適合しないすべての住宅や建築物の所有者は、耐震診断と必要に応じた耐震改修の実施に努めなければならないとされました。

このため、市では、周辺への影響などを勘案して、必要があると認めるときは、その所有者に対し、耐震診断や耐震改修の実施について必要な指導や助言等を行います。

特に多数利用建築物については、台帳を整備し、耐震診断および耐震改修の実態把握に努めるとともに、建築物の所有者に対し、アンケート調査を行い、耐震化についての意向を確認するほか、所有者個別にその重要性などを説明し、地震に対する安全性を確保するため耐震改修の必要があると認められるときは、耐震改修を実施するよう指導・助言等を行います。

(2) 普及・啓発等の強化

ア 地震防災に関するパンフレット等の活用

建築物の耐震化の重要性や必要性についての啓発を図るため、北海道や一般財団法人日本建築防災協会が発行するパンフレットやリーフレットを活用し、公共施設の窓口や町内会等へ配付するとともに、その内容を市のホームページにも掲載し、普及啓発に努めます。

イ 防災ハザードマップの活用

市内において発生のおそれがある地震や発生時に想定される建物被害等を市民の方々

に伝え、注意を喚起することは、防災意識の高揚を図るうえで重要なことから、震度分布図や避難所の位置図といった防災に役立つ様々な情報を一つの地図上で自由に重ねて表示することのできる電子地図をインターネット上で公表し、その周知に努めます。

ウ セミナーや出前講座等の開催

建築物の耐震化の重要性や必要性に関する知識の普及を図るため、北海道と連携して地震防災セミナーを引き続き開催するとともに、町内会やマンション管理組合、建築関係団体等に対しては、市が実施している「出前講座」の開催を働きかけ、知識の普及に努めます。

また、学校における授業等において地震防災に関する知識を深め、耐震対策の重要性に対する意識を育てることは重要であり、家庭内での地震防災への関心の喚起にもつながることから、学校教育における機会をつくるよう努めます。

エ 耐震診断・耐震改修に係る相談窓口の設置

市民が耐震化に関する相談や簡易な耐震診断法の相談を受けられる窓口として、市や一般財団法人函館市住宅都市施設公社に継続して設置するほか、一般社団法人北海道建築士事務所協会函館支部においては、無料相談および有料での現地調査や耐震診断、耐震補強設計を行っており、引き続き、これら団体と連携しながら相談への対応をしていくとともに、市のホームページなどでその周知に努めます。

オ 耐震の認定制度の普及による耐震化の機運の向上

平成25年（2013年）の改正耐震改修促進法では、建築物の耐震化を円滑に促進するため、建築物が地震に対する安全性の基準に適合していることを認定する制度が創設されたことから、その制度の普及を図り、認定した建築物を公表することで、耐震化の機運を高めます。【資料-4 参照】

カ ブロック塀や窓ガラス等の安全対策等の普及・啓発

(7) ブロック塀の安全対策

地震によるブロック塀の倒壊を防止するため、適正な維持管理および日頃の点検の重要性について、パンフレットや市のホームページ等を活用して、情報提供や安全確保の啓発に努めます。

また、通学路等の沿道のブロック塀の実態把握に努めるとともに、危険なブロック塀の所有者に対し、改善指導を行います。

(イ) 家具等の安全対策

住宅の室内の家具などの転倒による被害を軽減するため、所有者や居住者に向けた家具等の固定方法等についてのパンフレットの配付により普及啓発に努めます。

(ウ) 窓ガラス，外壁，屋外広告物等の落下対策

地震時における建築物の窓ガラスの飛散，外装タイルの剥落，看板等の工作物の破損落下による被害を防止するため，幹線道路に面する地上3階建以上の建築物で落下のおそれがあるものと判断される場合は，所有者に対し関係法令に基づき改善指導を行います。

(エ) 天井脱落対策

平成23年（2011年）の東日本大震災で発生した大規模空間の天井脱落被害を防止するため，建築物の所有者に対し，建築基準法に基づく定期報告制度を通じて，安全性を確保するよう改善指導します。

(オ) エレベーターの閉じ込め防止対策

地震時におけるエレベーターの閉じ込め等を防止するため，地震の初期微動を感知し，最寄りの階に停止し，ドアを開放する「地震時管制運転装置」などの地震対策がなされていないエレベーターを設置している建築物の所有者に対し，建築基準法に基づく定期報告制度を通じて，その重要性を啓発し設置を促進します。